

事務局説明資料

(金融審議会 金融制度スタディ・グループ(平成30事務年度)第2回)

平成30年10月25日

- 機能別・横断的な金融規制体系を具体化していくに当たり、当面、以下のようなテーマについて、事業者ヒアリングを行いつつ、検討していくこととしてはどうか。

（１）情報の適切な利活用

- ・ 既存の金融機関を含め、**多様なプレイヤーが適切に情報を利活用し、利用者目線に立って競争**することを後押しすることに向けて議論

（２）決済の横断法制

- ・ 機能別・横断法制の検討については、まずは、情報の蓄積に有用なこともあり、近年、新たなサービスが提供されている、決済分野を中心に議論を開始することとしてはどうか
- ・ **決済の現行制度は業態ごとに分かれている中**、利用者ニーズに対応した柔軟なビジネス選択に配慮しつつ、規模・相互関連性や取引の態様などによるリスクに応じたルールを確保していくために、**決済分野の機能別・横断法制をどのように設計していくか**について議論

（３）プラットフォームへの対応

- ・ プラットフォーマーは、決済等のサービスで情報を蓄積しつつ多様なサービスを提供すると考えられるところ、以下を含めて広く検討してはどうか
- ・ **ITを用いて情報を利活用し、個々の利用者ニーズに即した利便性の高いワンストップサービス**を目指す業者などが、決済に加え、資金供与等の多様な商品・サービスを提供していく動きに対して、**機能別・横断法制としてどのように考えるべきか**、また、**膨大な情報を蓄積しつつ多様なサービスを提供する場合をどうとらえるべきか**について議論

（４）銀行・銀行グループに対する規制の見直し

- ・ 情報の利活用をはじめ外部環境が大きく変化する中、決済・資金供与・預金受入れの一体的な提供を前提とする銀行規制について、**環境変化にそぐわなくなっている部分の見直し**に向けて議論

(2) 決済の横断法制

| 「機能」 | 決済 | 預金受入れ | 資金供与 | 資産運用 | リスク移転 |
|------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------|--------------------|-----------------|
| サービス提供者例 | 資金移動業者 | 銀行 | 貸金業者 | 第一種金融商品取引業者 | 保険会社 |
| 参入規制の形式 | 登録制 | 免許制 | 登録制 | 登録制 | 免許制 |
| 機能の確実な履行 | | | 業務管理体制等 | | |
| 利用者に対する 情報提供等 | | | サービスの内容・リスク等に関する情報提供 | 誠実義務 | |
| | | | 過剰貸付の防止 | 適合性原則 不招請勧誘等の禁止 | 意向把握義務 |
| | | | | | |
| 利用者情報の保護 | 利用者情報の安全管理 | | | | |
| 利益相反管理 | | 利益相反管理体制整備 | | 利益相反管理体制整備 | |
| 利用者資産の 保護等 | | 最低資本金 20億円 | 最低純資産額 5000万円 | 最低資本金・純財産額 5000万円 | 最低資本金 10億円 |
| | | 自己資本比率規制 | | 自己資本規制 | ソルベンシーマージン比率規制 |
| | | G-SIBs:追加的な資本 | | | |
| | | 業務範囲規制(本体、グループ) | | 業務範囲規制(本体・兼業承認) | 業務範囲規制(本体、グループ) |
| | | 主要株主規制(認可) | | 主要株主規制(届出) | 主要株主規制(認可) |
| | | 履行保証金の供託 最低1000万円 | | 分別管理 | |
| | | 預金保険制度 金融危機対応措置 秩序ある処理 | | 投資者保護基金 | 保険契約者保護機構 |
| | | | 秩序ある処理 | | |
| マネロン・テロ資金供与対策 | 本人確認義務、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出 等 | | | | |
| 市場の 公正性・透明性 | | | | 顧客注文の相手となる場合のルール | |
| | | | | 公正取引ルール | |
| | | | | 発行者による情報開示等 | |
| | | | | 公正な価格形成に関するルール | |

銀行と資金移動業者に係る現行制度

○ 送金額

- [銀行] 制限なし
- [資金移動業者] 1回100万円以下

○ 破綻リスクの低減

[銀行（単体）] (財務規制)

- ① 最低資本金（20億円）
- ② 自己資本比率基準
- ③ 早期警戒制度・早期是正措置

(業務範囲規制)

- 固有業務・付随業務・他業証券業・法定他業に限定

[資金移動業者] (財務規制)

- 「資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎」

(業務範囲規制)

- 特になし

○ 破綻時の対応：利用者の資金の保全・払戻し／送金の取扱い

[銀行] (利用者の資金の保全)

- 預金保険制度 [原則1,000万円まで。決済債務は全額保護]
- 名寄せの準備義務

[資金移動業者] (利用者の資金の保全)

- 供託等義務 [ある1週間の最高要履行保証額の全額以上を翌週中に供託
(最低1,000万円)]

※ 上記の結果、銀行と資金移動業者では、破綻時における利用者の資金の払戻しや送金の保護の程度に差異が存在。

キャッシュレス決済比率に係る異なる推計

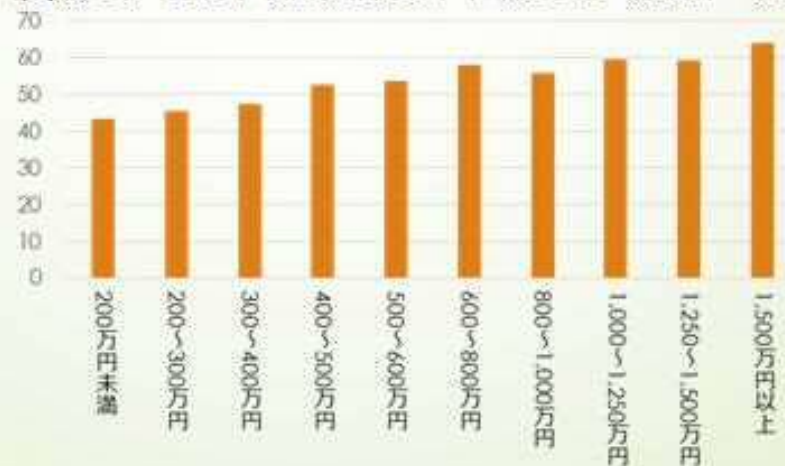
日本の個人の消費支出のキャッシュレス決済比率は政府公表推計（21.0%）よりも高いと推計される

- NIRA総研によるキャッシュレス実態調査（インターネット・アンケート）
（回答者数：3,000人、調査時期：2018年8月、委託先：日経リサーチ）

主なファクト・ファインディング

- 支払い対象によって、決済手段の傾向は異なる。「全国消費実態調査」の支出金額でウエイト付けを行い、疑似的に個人の消費（金額ベース）のキャッシュレス決済比率を推計すると約5割となった。所得が高いほどキャッシュレス比率が高い。
（参考：銀行口座間送金等をカウントしないキャッシュレス決済比率は21.0%（2017年、未来投資戦略2018））

（図表1）世帯年収階層別のキャッシュレス比率（%）



(3) プラットフォーマーへの対応

| 「機能」 | 決済 | 預金受入れ 資金供与 | 資産運用 | リスク移転 | | |
|------------------|-----------------------------------|---|--|---------------------------------------|---|--|
| 例 従属 独立 | 電子決済等代行業者 | 銀行代理業者 | 金融商品仲介業者 | 投資助言業者 | 保険募集人 | 保険仲立人 |
| 参入規制の形式 | 登録制 | 許可制 | 登録制 | 登録制 | 登録制 | 登録制 |
| 兼業制限 | 更新系のみ届出 | 承認 | 届出 | 届出 | 届出 | — |
| 誠実義務/ 忠実義務 | 誠実義務 — | — — | 誠実義務 — | 誠実義務 忠実義務 | — — | 誠実義務 — |
| 所属金融機関の 有無 | — | 所属制(複数可) | 所属制(複数可) ※外務員は金融商品仲 介業者に対し専属 | — | 所属制 (生命保険 募集人は 原則一社 専属) | — |
| 情報提供、 禁止行為等 | 銀行業務との誤認防止 のための情報提供 等 | 複数所属の場合で手数料 が異なる場合の表示 義務 優越的地位の濫用防止 等 | 複数所属の場合で手 数料が異なる場合の 表示義務 特別利益の提供禁止 等 | 利用者からの報酬 受領 特別利益の提供 禁止 等 | 複数所属の場合 比較推奨販売時 の説明義務 特別利益の提供禁止 構成員契約規制 等 | 利用者からの手数料受 領禁止(監督指針) 自身が保険会社から受 け取る手数料等の開示 等 |
| 利用者資産受入れ 分別管理 | — — | — 分別管理義務 | 禁止 — | 禁止 — | — 分別管理義務(監督指針) | — — |
| 利用者資産 の保護 | 財産的基礎 (純資産額が負の値でないこと) | 財産的基礎 (純資産額500万円以上 (法人)/300万円以上(個人)) | — | — | — | — |
| 賠償資力の確保 | 銀行との契約締結・ 公表(銀行との賠償 責任の分担等) | 所属先による損害賠償 責任の負担 | 所属先による損害賠償 責任の負担 | 営業保証金の 供託(500万円) | 所属先による損害賠償 義務 | 保証金の供託 (2000万円～8億円) /保証委託契約 /賠償責任保険 |
| 体制整備 | 体制整備義務 | 体制整備義務 | 体制整備義務 | 体制整備義務 | 体制整備義務 | 体制整備義務 |
| 人的要件(資格等) | — | 十分な知識・経験 | 外務員試験の合格 (監督指針) | 十分な知識・経験 | 試験への合格 (協会ルール) | 試験への合格 (監督指針) |

(4) 銀行・銀行グループに対する規制の見直し

